

今月の納税

固定資産税……………3期
国民健康保険税
介護保険料……………4期
後期高齢者医療保険料

納期限11月2日(月)

コンビニエンスストアでも納付できます。また、便利で確実な口座振替もご利用ください。

安心・安全のために

防犯カメラを設置します

町では、安心で安全なまちづくりを進めるため、防犯カメラを設置しました。

学童保育など公共施設を中心に設置しています。

防犯カメラの運用は、プライバシー保護に十分配慮しますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。



▼問合せ先

町民生活課 生活環境室
☎ 26・2243 (直通)

国民年金の任意加入制度

ご存知ですか？

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳までの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

▼問合せ先

健康福祉課 保険室 ☎ 26・2249 (直通)
渋川年金事務所 国民年金課 ☎ 22・1607

なお、老齢基礎年金を受けするためには、保険料の納付済期間や免除期間などが原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合、70歳になるまで任意加入することができます。(※ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた人のみ)

また、海外に在住する日本国籍を持つ人も、国民年金に任意加入することができます。

ご利用ください

リバートピア吉岡特別無料招待券

町では、町民の皆さまの健康増進ならびに地域の振興および交流を図っていただくため、よしおか温泉「リバートピア吉岡」の町民特別無料招待券を進呈します。

町民特別無料招待券は、この広報紙に挟み込んで配られています。

有効期限

平成28年2月29日(月)



▼問合せ先 財務課 財政室

☎ 26・2236 (直通)

10月1日(金)から

「赤い羽根共同募金」運動を実施します

この運動は、住民相互の助けあいを基調とし、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことができる社会の実現を目指す多様な活動を、財源面から支援していただく運動です。

町で集められた募金の50%は群馬県全体の福祉向上に、50%は吉岡町の福祉に活用されます。

募金は、自治会長を通じ、地域の役員の皆さまにご協力

ただき集金します。

募金は、個人の意思を尊重する自発的なものです。赤い羽根共同募金の趣旨に賛同される人は、募金のご協力をよろしく願います。

▼問合せ先

群馬県共同募金会吉岡町支会(町社会福祉協議会)
☎ 54・3930



広く意見を反映するために

吉岡町総合計画審議会委員を公募します

町の将来像を掲げる第5次吉岡町総合計画（基本構想計画期間 平成23～32年度）のうち、平成27年度に前期基本計画が終了することから、平成28年から5年間の「後期基本計画」を策定するため、審議会を設置します。

この審議会にて、広く町民皆さんの意見を反映するために委員を一部募集します。

▼募集人員 2人

▼任期 委嘱日～平成28年3月末（予定）

▼報酬 1回4,400円

▼会議の開催 3回程度

▼対象 ①地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない人

②当町に住所を有し、昭和20年4月2日から平成7年4月1日生まれの人

▼申込方法 申込書に必要事項を記入して提出（郵送・メール・FAX可）

※申込書は窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロード

▼締切 10月26日①必着

▼選考方法 原則書類選考（必要に応じて面接あり）

▼申込・問合せ先

〒370-13692

吉岡町下野田560番地

総務政策課 政策室

☎26・2241（直通）

✉seisaku@town.yoshioka.gunma.jp

gunma.jp

火災多発時期に備えて 消防団秋季点検

当日は、消防車が多数出動します。どなたでも見学できますので、お気軽に会場へお越しください。

▶期日 10月25日①

▶時間 午前10時から

▶場所 八幡山グラウンド



消防団員募集中!!

平成27年度

戦没者追悼式

戦後70年の年にあたり、町では、町民の皆さまと共に先の大戦で犠牲になられた方々を心から追悼し、その尊い犠牲を無にすることがないよう、世界の恒久平和を願って戦没者追悼式典を行います。

▼期日 10月28日①

▼時間 午後1時30分開場、午後2時開式

▼場所 文化センターホール

▼問合せ先

町民生活課 町民サービス室

☎26・2244（直通）

献血車が来ます

ご協力をお願いします

▼期日 10月26日①

▼時間 午前10時～正午

午後1時～3時30分

▼会場 吉岡町役場

▼問合せ先

町民生活課 町民サービス室

☎26・2244（直通）



宝くじ助成事業を活用して備品を整備

ユニティ行事・集会施設関連事業の整備を図り、今まで以上に充実した取り組みを目指します。

購入した備品は次のとおりです。

【小倉自治会】やぐら 1台

【下野田自治会】エアコン 1台

【大久保寺上自治会】長机 20台

【漆原東自治会】エアコン 1台

自治会では、「魅力あるコミュニティ助成事業」の助成金を受け、新たな備品を購入しました。これは、公益財団法人群馬県市町村振興協会からの市町村振興宝くじ（通称サマージャンボ宝くじ）によるものです。

それぞれが自治会運営などに必要となる一般備品のコミ

掲載する作文を募集します

人権作文集「明るい吉岡町」

町では、人権作文集「明るい吉岡町」31号に掲載する作文を募集します。たくさんのご応募をお待ちしています。

▼**主題** 『人権について考える』人とのつながりを大切にする社会を』

▼**内容** 主題に関わる人権について日頃考えていることや気づいたことなど

対象疾患が拡大しました 難病患者見舞金を受給します

平成27年7月1日から、難病医療費助成制度の対象疾患が拡大しました。

群馬県の特定期疾患医療給付または小児慢性特定疾患医療給付を受けている人は、町難病患者見舞金の対象にもなります。

受給を希望する人は、申請をしてください。

▼**内容** 月額 2千円

(※申請月から年度末までの合計額を3月に支給します。)

▼**字数** 700～1000字

程度(1行36文字×30行。標題・氏名で各1行を含む)

▼**締切** 12月11日(金)

▼**提出方法** 生涯学習室窓

口・メール・FAX

▼**提出先・問合せ先**

教育委員会事務局生涯学習室

☎ 54・1054 (直通)

FAX 54・8448

✉ uehara-t@town.yoshioka.

gunma.jp

▼**申請に必要なもの**

・受給者証

・認印(スタンプ式不可)

・見舞金振込口座の通帳(本人か保護者のもの)

▼**申請方法** 保健センターにある申請書に記入のうえ申請

▼**申請・問合せ先** 保健センター

☎ 54・7744 (直通)

11月6日(金)までに申請を 障害者特別年金

町では、障害者特別年金を支給しています。受給を希望する人は、期限までに申請をしてください。

また、すでに障害者特別年金を受給している人は、左記条件に該当しない場合、その年度は年金が支給されません。

▼**対象者** 左記①～⑤にすべて該当する人

①ア～ウのいずれかの手帳を所持している

ア・身体障害者手帳 3級

イ・療育手帳 B1またはB2

ウ・精神障害者保健福祉手帳 3級

②①の手帳の交付を受けてから、4月1日時点で1年以上

吉岡町に居住している

③左記のいずれも受給していない

・恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法による増加恩給、傷病年金、障害年金

・国民年金法による障害基礎年金

・吉岡町から支給される敬老年金

・特別児童扶養手当

④市町村民税非課税世帯である

⑤生活保護受給世帯でない

▼**内容** 年間 一万円

(※11月末から12月下旬にかけて支給)

▼**申請に必要なもの**

・ア～ウの手帳

・認印(スタンプ式不可)

・年金振込口座の通帳(本人か保護者のもの)

▼**申請方法** 保健センターにある申請書に記入のうえ申請

▼**申請期限** 11月6日(金)

▼**申請・問合せ先** 保健センター

☎ 54・7744 (直通)

期限までに
保健センターで
申請してください!

